

告示

埼玉県告示第四百五十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十八年三月二十八日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
宮田 至朗	二級建築士	埼玉県知事登録第五四一八号
豊田 繁	二級建築士	埼玉県知事登録第五五二六号
長谷川 晴夫	二級建築士	埼玉県知事登録第一〇八六四号
宮田 武	二級建築士	埼玉県知事登録第一三七二〇号
中里 大	二級建築士	埼玉県知事登録第二〇六八六号
宅森 誠之	二級建築士	埼玉県知事登録第二七四七四号
長谷川 健	二級建築士	埼玉県知事登録第三〇六二〇号
中野 勝	二級建築士	埼玉県知事登録第一一九六四号
浅水 淳子	二級建築士	埼玉県知事登録第二七一七一号
甲斐 隆	二級建築士	埼玉県知事登録第二九四二七号
森川 祐一	二級建築士	埼玉県知事登録第一八三六四号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。